

非自発的失業により国民健康保険税が軽減される場合とは・・・

離職日の翌日において65歳未満であり、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが、以下の2及び3となっている場合に国民健康保険税が軽減されます。以下の1のとおり確認してください。

1 確認方法

「旧様式」「新様式」の雇用保険受給資格者証で確認をします。

- ・新様式の雇用保険受給資格者証の場合：「12. 離職理由」欄
- ・旧様式の雇用保険受給資格者証の場合：「⑬離職年月日 理由」

※特例受給資格者及び高年齢受給資格者は、今回の国民健康保険税の軽減の対象とはなりません。（特例受給資格者証の右上には「特」と、高年齢受給資格者証の右上には「高」と表記されています。）

2 特定受給資格者に対応する離職理由コード

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22	雇止め（雇用期間3年未満更新明示あり）
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

3 特定理由離職者に対応する離職理由コード

離職理由コード	離職理由
23	期間満了（雇用期間3年未満更新明示なし）
33	正当な理由のある自己都合退職
34	正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間12ヶ月未満）